

理 由 書

本理由書は、都市計画法第 17 条第 1 項の規定に基づき、秩父都市計画の決定（3・4・13 号上町通線）についての理由を示したものです。

I. 秩父都市計画における位置等

秩父都市計画区域は、都心から約 70 km 圏にあり、埼玉県の西部に位置し、周囲を秩父山地の山々に囲まれた秩父盆地の平地部に、主な市街地が形成されている。

本区域は、山梨などとの広域交流軸となる西関東連絡道路（国道 140 号）と国道 299 号とが交差しており、首都圏をはじめとする各地域との交流が一層盛んになることが期待されている。

今回決定する 3・4・13 号上町通線は、市内を東西に連絡する幹線道路として決定されていた 3・4・2 号公園通線の西側の区間で、現状のまま存続させる路線です。

II. 決定の必要性

3・4・2 号公園通線の一部区間廃止に伴い、連続性のなくなった存続する 2 区間のうち、西側区間について名称変更を行い、新たに決定するものです。

III. 変更の内容

次の路線について一部区間を廃止する。

名称	幅員	車線数	延長	内容
3・4・13 号上町通線	20m	2 車線	約 680m	・ 車線数の決定 ・ 3・4・2 号公園通線の一部名称変更

IV. 関連する都市計画

秩父都市計画道路の変更（埼玉県決定）

- ・ 都市計画道路 3・4・2 号公園通線及び 3・4・9 号番場通線の一部区間廃止